

## 北海道上川高等学校部活動に係る活動方針

### 【 方針の基本的スタンス 】

- 国のガイドラインに則るとともに、地域性を踏まえる。
- 運動部活動と文化部活動を一体化した内容とする。
- 各学校の部活動の取組状況などを踏まえて、必要に応じて方針の見直しを行う。

### 【 活動方針 】

#### 1 活動計画等

- (1) 部活動顧問は、年間及び毎月の活動計画並びに活動日時、休養日等の活動実績を作成・提出する。
- (2) 部活動顧問は、年間及び毎月の活動計画、経費等の資料を配布するなどして保護者・生徒の理解を得る

#### 2 休養日等の設定

生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

- (1) 学期中は週当たり2日以上(平日1日・土日1日以上)を設定する。
- (2) 長期休業中は学期中に準じるとともに、長期休養(オフシーズン)を設定する。
- (3) 1日の活動時間は、長くとも平日2時間程度、学校の休業日3時間程度とする。
- (4) 地域の特性から活動が制限される部活動は、上記の基準を原則とするが、一定の制限の下、特例的な取扱いを可能とする。

#### 3 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

- (1) 生徒の多様なニーズに応じた活動ができる部活動の設置を検討する。
- (2) 部活動の設置や統廃合に当たっては、ガイドラインを作成するなどして、生徒や保護者の理解の下、長期的視点で行う。
- (3) 合同部活動は、関係する学校の校長と協議し、生徒と部活動顧問の負担を考慮の上、実施の可否や合同練習の実施回数を判断する。

#### 4 地域との連携等

地域の人々の協力、社会教育施設の活用や地域の関係団体との連携、保護者の理解と協力の下、学校と地域が協働・融合した形でのスポーツ・芸術文化等の活動の環境整備を進める。

#### 5 学校単位で参加する大会等の見直し

参加する大会等の回数に上限の目安等を定め、参加する大会等を精査する。

#### 6 部活動の充実に向けて

- (1) 校長は、部活動顧問に対して、顧問と生徒の両者の信頼関係づくりが活動の前提となることや、体罰や生徒の人間性を損ねるような発言や行為は許されないことを指導・徹底する。
- (2) 校長は、部活動顧問に対して、部活動内における暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりに留意することを指導・徹底する。
- (3) 校長は、保護者に部活動を公開する場を設けるなど、学校と家庭が連携しながら部活動指導に取り組める環境づくりに努める。